

スコットランドにおける法曹養成「スコットランド法入門(1)」

H. MacQueen, *Studying Scots Law*, 2nd ed. (Butterworth, 1999) 翻訳 (1)

齋藤 彰

〔訳者はしがき〕 本稿は、スコットランド法の紹介を広く行うために翻訳や論説の提供を目的とする「スコットランド法入門」のシリーズの第一回として公表するものである。本シリーズは、スコットランド法及び法文化を広い視点から紹介することを目的とする。その第一回としてスコットランドの法曹教育に関する文献の翻訳を取り上げたのは、現在日本において、創設に向けた本格的な検討が行われつつある法科大学院や、それを含めた法学教育改革全般に対して、スコットランドの法学教育の最新の状況を伝えることにより、価値のある情報を提供できればと考えたからである。そのため、先進的なスコットランド法学教育の全体像及びその詳細を知るのに現時点で最高の文献である、エディンバラ大学の MacQueen 教授「経歴については翻訳(2)のほしがき参照」の著書 *Studying Scots Law* の最新版の中から、法曹資格取得に関連する部分を訳出した。また、これに引き続き、同書のスコットランド司法制度に関する部分を訳出することにより、司法制度改革についての基礎資料の提供を行うことを考えている。

本書の特徴を一言でいえば、学生に対し実践的なアドバイスを与えることを主目的しながらも、一流の法学者が惜しみない情熱を注いでそれを書いた点に存在する。後継者養成への責任感と若者に対する愛情に満ちており、スコットランドの教育の伝統をそこにはつきりと感ずることができよう。

スコットランドの法曹養成教育は、これまで日本において詳細に紹介されたことはなく、法科大学院の関する議論でも、記者の知る限り、取り上げられたことはない。しかし、小さな法システムの強みを最大限に生かし、非常に先進的で洗練された法曹養成教育システムをすでに確立しており、わが国にとっても学ぶべき点は多いと思われる。スコットランドでは、イングランドと同様に、法廷実務に特化したアドヴォケイト（イングランドのバリスタに相当する）と、市民への窓口となって社会の様々な場面で幅広い法律サービスを提供するソリシタという二つの部門の法曹を有している（イングランドの状況については拙稿「イングランドの法文化と法学教育」関大法学論集四八巻号三三頁以下（一九九八）参照）。しかし、教育については大学法学部の段階から、その後の実務教育の段階をも含めて、二つの専門家について共通の教育基盤が非常に巧みに設定されている。大学の既卒業者や成熟学生に対する対応も十分に考慮されており、奨学金等の資金援助システムも全体として非常によく整備されている。本稿では、こうした点につき極めて詳細な説明がなされており、スコットランドにおける真摯な取組みの実態を知ることが、現在までの日本における荒削りな法学教育についての議論に対し、様々な省察の機会をもたらしてくれるものと思われる。法科大学院の設置に向けて、本書におけるようなアドバイスを学生に対して提供する必要性は日本においても間違いなく増加しており、本書はその一つの模範例を示している。やや詳細に渡り過ぎる部分も、あえて直訳したのはそうした考慮に基づく。

翻訳(1)では、法曹資格取得に向けた大学学部教育段階に関する部分が扱われ、翻訳(2)では、大学の学部卒業後の実務研修段階が扱われる。前者を齋藤彰が、後者を角田猛之が担当した。従って(1)及び(2)は内容的に連続しているが、翻訳の責任はそれぞれが独立して負担することとし、また訳語等については時間の関係上最低限の統一に止めた。別稿として掲載することにしたのはそのためである。

ステア・ソサエティは、スコットランドの歴史的な名裁判官であり、ユスチニアヌスの法学提要をモデルとした大陸法的伝統を受け継ぐ体系書の著者である *Lord Stair* を記念する学会である。エディンバラに本拠をおき、主としてスコットランド

法に関する著作の復刻や出版を通じてスコットランド法文化の維持発展を目指す活動を展開している。九八年より、その日本支部（代表…角田猛之）ではスコットランド法に関心を持つ研究者が集まり定期的に研究会を開催するという活動を行ってきた。本稿は、そうしたステア・ソサエティ日本支部の研究活動をきっかけとして生まれたものであり、今後も様々な形でスコットランド法を素材とした研究を展開する予定である。

（齋藤 彰）

一．法曹資格の取得

どのようにすればスコットランドの法曹になれるであろうか。基本的に二つの方法がある。大学でスコットランドの法学位（LL. B.: 法律学の大学学部段階の教育を終了したものに与えられる学位である。以下、法学位とする。）を取得することからはじめる方法と、法曹団体——ソリシタ及びアドヴォケイト「イングランドのバリスタに相当する、訴訟を主たる業務とする法曹」——の運営組織によって行われる試験を受ける方法である。どちらのシステムにおいても、いくつかの科目すなわち必修科目をカバーする試験に合格しなければならない。いずれの場合も、その次の段階は、一年間の法律実務ディプロマの課程である。それは大学で行われるが、主として実務家によって授業がなされる。その後、ソリシタの事務所における実務訓練へと進む。ソリシタの場合、通常、それは雇主となるソリシタとの間のディプロマ後研修契約における二年間に渡る実習（トレニーシップ）を伴う。アドヴォケイトの場合も同様、ソリシタの事務所における実習の期間がある。二ヶ月間という僅かに短い期間であることを除けば、そこで同様に実習生として訓練を受ける。もし、あなたがスコットランドの大学から四年間の法学位の課程において最優秀（first class）又は優秀（second class）の成績「スコットランドの大学での学位には絶対的評価に基づくグレードが付加され、それが将来の進路に大きな影響力を持つ。例えばアバディーン大学法学部の場合、例年、最優秀の取得者は一〇パーセント未満であり、優秀以上が七一八割程度とされる。」で学位を得ていれば、この訓練の期間は二ヶ月に短縮される。あなたは、その後、実

務を行っているジュニア・アドヴォケイト〔勅撰弁護士 (Queen's Counsel) の資格を有さないアドヴォケイト〕とのフルタイムのアドヴォケイト見習期間に入る。それは、九ヶ月間続く。そして、実務訓練期間が完了すれば、ソリシタまたはアドヴォケイトとして資格を認められる。

このセクションは、必修の講義科目の説明と、それらがスコットランドの法システムや法律実務とどのように結びついているかについての説明から始まる。双方の分野の専門家への典型的なルートは、大学の法学位から始まり（おそらく九五%以上の新規資格取得者は法学位のルートを通過している）、したがってこの資格取得のルートは次のセクションで扱われる。その次に、代替的な資格取得の方法である、ローンサエティ・オブ・スコットランド〔ソリシタの管理運営母体…以下、弁護士会またはスコットランド弁護士会とする〕又はファカルティ・オブ・アドヴォケイト〔アドヴォケイトの管理母体である自治組織…以下原則としてファカルティとする〕の試験によって資格を取得する方法を見る。その後には法律実務ディプロマ及び法曹の実務研修について考察することにする。

二・講義科目

二・二 本章では、スコットランドの法律専門家の資格を取得したければ、大学又は法曹の試験において、合格しなければならぬ科目を概観する。弁護士会及びファカルティが資格取得を認める前に合格することを要求する科目のシラバス（講義概要）が存在する。何れかの部門の専門家の資格を取得しようとするほとんどの者は、それらの科目を法学位の一部として学習し試験に合格しなければならぬ。しかし、法曹の要件を学生が充足することを可能とするための法学部の方法には、それぞれにバリエーションがあることに注意する必要がある。あなたは、自分の法学部のディレクターや学習アドバイザーと、法曹資格要件の試験の免除を得るために従うべきプログラムについて相談する必要がある。ここにおける目的は、法曹となるためにカバーすべき科目の一般

的説明を与え、それらがスコットランドの法律実務にどのように関係するかについて述べることである。

両部門の法曹にとつての必修科目

二・〇二 最初に、私達はパラレル・コラムにおいて、弁護士会及びファカルティが要求する科目を提示することにしよう。それは、両者の間に存在するかなりの重複を示すことの助けとなる。一九八〇年代後半において法曹の改革が議論となったとき、二つの部門の法曹になるための要件の間に存在する緊密な共通性について、好意的なコメントがなされた。その理由は、一方の資格を得た者が他方へと転業することが容易になるからである。これは、イングランドにおけるソリシタ及びバリスタの状況とは対照的である。彼等は、非常に異なつた教育的要件を有する。イングランドにおけるソリシタ又はバリスタの資格へのルートはかなり異なっており、そしてそれが一つの原因となり、大法官法学教育及び法曹倫理助言委員会による中央政府の監督下におかれている。

Secretary of State for Scotland の同様の監督は一九九〇年の法曹の改革において示唆されたが、断念された。そして、法曹の許可は弁護士会とファカルティによる規律事項にとどめられた。

二・〇三 以下の表は弁護士会とファカルティによって公表されたシラバスに基づいたものである。

二・〇四 これらのリストにおいてまず気づくのは、それらが三つのカテゴリーすなわち公法、私法、商事法に区別されるその方法である。商法も（法律が会社や他のビジネス組織をそれらの目的において人として取り扱うという意味において）私人間の関係を扱うにも関わらず、なぜ、私法からさらに区別されたかについては様々な理由がある。その理由の一つは、何世紀にも渡り、貿易及び商業が law merchant と呼ばれる超国家的な商人法によって支配されてきたという意味で、歴史的なものである。（商人法は、今でも時々マーカンタイル・ロー (mercantile law) として知られる。）その意味において、商人法は単なるスコットランドの法律ではない。現代のフランス及びドイツにおいて、いまだに、私的な関係を支配する民法典がビジネス取引を規律する商法と全く区別されていることに気づく。スコットランドにおいて、法曹のシラバスだけでなく、法学部のシラバスにおいても、この区別は今で

表 1

スコットランドにおける法曹養成（スコットランド法入門(1)）

二二九
（二二三）

スコットランド弁護士会	ファカルティ・オブ・アドヴォケイト
<p><u>スコットランド私法</u> 基本的な法概念 家族法 債務法（契約，不法行為，不当利得） 財産法 （遺留分，動産，移転，権利，諸制限） 信託 相続</p> <p><u>スコットランド刑事法</u></p> <p><u>スコットランド商事法</u> （財務サービス，保険，金銭債務執行，流通証券，動産担保，保証，動産売買，物品及び旅客運送，倒産，代理，パートナーシップ，会社）</p> <p><u>証拠法</u></p> <p><u>公法及び法システム</u></p> <p><u>不動産譲渡手続</u> （土地所有権，不動産譲渡証書，登記，制限，移転，遺留担保，フローティング・チャージ，リース，土地移転契約）</p> <p><u>欧州共同体法</u></p> <p><u>税法</u></p>	<p><u>スコットランド私法</u> 家族法 債務法（契約，不法行為を含む） 財産法 （不動産譲渡，不動産賃貸借を含む） 信託 相続</p> <p><u>法理学（JURISPRUDENCE）</u></p> <p><u>スコットランド刑事法</u></p> <p><u>商事法及びビジネスの諸制度</u></p> <p><u>証拠法</u></p> <p><u>憲法及び行政法</u></p> <p><u>ヨーロッパ法及び諸制度</u></p> <p><u>ローマ財産及び債務法</u></p> <p><u>国際私法</u></p>

も頻繁に顧慮されている。法学部のシラバスの中にはスコッツ・ローまたは私法と呼ばれる講義があり、他方で、商法、ビジネス法、マーカンタイル法と呼ばれるものがある。教科書は、しばしばこの伝統的な区分を用いている。一九六〇年代初頭に補完的な一对の古典的教科書が出版された。一方は、TBスミスの著した純粹に私法に関するものである「スコットランド私法についての短い注釈」であり、他方は、JJゴウによる「スコットランド商事及び産業法（一九六六）」である。そして、より初歩的なレベルでは、エニッド・マーシャル博士が、同じ方法によって著述した二つの補完的なものを出版している。一つは「スコットランド法的一般原則」であり、他方は「スコッツ・マーカンタイル・ロー」である。

二〇五 なぜ私法と商法の間の区別が生き残っているかについての一つの理由は、私法においてカバーされる素材の多くは、より複雑な商事的な事柄の専門的理解にとって不可欠の入門となるからである。私法において扱われる契約法と不動産法は、ビジネスにおいて非常に重要である。ビジネスは、そのほとんどが、財産の対象となる物品を一方から他方へと移転する契約によって成り立っている。また、契約と物権は、私法と商法の大部分について情報を与える二つの法律概念の最もよい例である。契約は人的な権利・義務であり特定人に対してのみ強制できるが、物権は世界に対して強制できる財産権である。これらの理由により、私法の多くの部分は、法学位のプログラムの第一年次において扱われ、商事的なものは二年次以降に扱われる。

二〇六 商法は、ソリシタ及びアドヴォケイトが商業的な仕事に従事する際に重要であり、それゆえ、契約や物権と並んで必修とされるのは驚くに当たらない。しかし、契約及び物権は、家族法、信託法、相続法と同様に個人顧客との仕事においても重要である。他方、不法行為法は、様々な種類の侵害に対する損害賠償や他の救済方法を扱うため、民事訴訟の業務において最も重要である。また、不当利得も、訴訟業務において非常に重要性を持つであろう。なぜなら、それは、ある人が金銭、物権、サービスなどの利益を、それらを保持することが不当な状況において受け取ったの対し、その出捐においてそれが与えられた人がその取り戻しを請求した場合である。これらの科目は、債務法又は人的権利の一部である。また、私法の大部分はコモン・ローであり、裁判所の判決の中に主として見いだすことができる。家族法だけは、その大部分が制定法からできている。他方で、商法も主として制定法か

ら成るが、その制定法の適用を説明し具体化する非常に大規模な判例法を伴っている。

二〇七 必修科目の中の三つ科目は、私法及び商法にある面で付随する、あるいは、私法及び商法の知識を必須の基礎とするものであると見られ、それらは大学の上位年次において提供される。不動産譲渡法、証拠法、税法である。不動産譲渡は財産譲渡手続であり、明らかに物権法と緊密に結びついている。土地の移転がソリシタにとって最も重要な領域であるため、その科目の多くの部分を占める傾向がある。証拠法は、法廷法律家にとって明確な重要性を持つだけでなく、例えば後の紛争にとっての証拠となるような書類を起草する他の法律家にとっても、心に留められなければならない。税法は法律家が巻き込まれる大多数の状況において基本的に重要なものであり、それは、単に考慮に入れられる要素であろうと、法律が許す範囲において最小化され回避されるためであろうと同様である。税法の講義は、典型的には、所得税、法人税、資産取得税、附加価値税、相続税、印紙税を扱う。所得税は全ての個人顧客の関心事であろうし、法人税及び附加価値税は企業顧客の関心事であろう。相続税は相続に影響し、死の直前の一定期間に他人に移転された財産的価値に作用する。そして、印紙税と資産取得税は、特に土地を含むような、あらゆる規模のほとんどの取引に影響を及ぼす。

二〇八 私法の題目の下にある主要科目とそれに緊密に関係する不動産譲渡法、証拠法、税法の説明を終えたので、次に公法について見ることにする。公法は、国家や政府の構造に、そして国家が市民や他の国家と結ぶ関係に作用する一体の法律である。公法の最も基本的部分は、スコットランド法システムの説明であり、その諸構成要素については、裁判所や他の制度、法源、法曹についての本書の著述において触れられている。こうしたものは、法律家志望者にとって必修でなければならない。

二〇九 公法の中心的科目は、法学部において、憲法と呼ばれる講義の中で通常扱われる。なぜ憲法 (constitutional law) と呼ばれるかという点、それは連合王国の統治機構又はその構造 (constitution) を扱うからである。憲法は、まず、行政・立法・司法といった統治の各部門の機能と権限、そして、それらの間に存在する関係を定義する。スコットランド議会の創設と連合王国全体における権限委譲 (devolution) は、この主題に関して新たな局面をもたらした。次に、憲法は、個人と国家の関係に關与する。個

人に影響を与える決定を行うに際し、国家は、法律の下において有する権限を超越したであろうか。国家は、その決定に到達するに当たり、適正手続を遵守したであろうか。これらの問題に答えるに当たり、裁判所すなわち統治機構の司法部は、その決定の価値判断に関与するわけではなく、ただ適切な手続が用いられた点についてのみ関与することを常に注意深く指摘する。決定を行うのは行政の権限であり、その価値判断を議論することは議会の権限である。裁判所の役割は、法律的な妥当性が遵守されたか否かを確認することである。憲法のこの部分は、通常、行政法として知られている。そして、しばしば、それらの事件に特別に用いられる手続である司法審査に焦点をおいた別個の教科書の対象となっている。しかしながら、行政法は、国家と個人との関係の他の側面へと侵入することはない。国家は、自国の国民に対し、他の人々との関係でいくらかの特権を与える。そのために、国民を特定し、他国からの入国を管理し、犯罪者を引渡す規則が必要となる。また、国家は、例えば警察権限や軍事力を規律する法律によって、法律により定議さられた国民に対して強制力を享有する。法律はまた、例えば、公的秘密やテロの防止に関する規則を通じて、国家がそれ自体の利益を守ることを可能とする。しかし、こうしたことは、市民の言論及び行動の一般的自由の保護と対立する。従って、とりわけ、集会、抗議、デモに関して、法律はそこにおける抵触する利益の均衡をはかる必要がある。成文憲法は、通常、基本的人権及び自由の宣言を含んでいる。しかし、ブリテンにおいて、それらは個々の法規則及び慣行から明確に引き出されなければならなかった。しかし、一九九八年の人権法は人権に関する欧州条約を国内法に導入したものであり、より原理的なアプローチを促進するであろう。

三〇 憲法及び行政法のほとんどの最重要な事件は、イングランドにおいて生じてきた。なぜなら、中央政府の主要な機関のほとんどは、ロンドンにその拠点を置いているからである。従って、ほとんどの法律家にとって、憲法は不可欠な背景の知識ではあるが、スコットランドにおける通常の法律実務に純粋な憲法問題が影響を及ぼすことは稀であった。しかし、法律的に限定されてはいるが立法権を有するスコットランド議会の創設は、一九九八年の人権法と相まって、この状況への変化を多分に意味するであろう。司法審査の訴えは、スコットランド上級裁判所 (Court of Session) の取扱事件の重要部分をすでに占めている。なぜなら、

スコットランド議会在が創設される以前においても、スコットランドには多くの政府機関があり、それらは様々な方法で個人に影響を及ぼす決定を行ってきた。その結果、公共部門で働く法律家達は、しばしば憲法及び行政法の知識が非常に重要であることに気づく。

三二 刑法も公法の表題の中に含めることができる。なぜなら、この分野の法律は、国家が市民に対して刑罰を科する場面を扱うからである。それは、一般人が最も親しみをもち、法律全般が最も頻繁に連想される法分野である。しかし、すでに示したように、大半の実務法律家は刑法の分野で仕事をしているわけではない。従って、それが両部門の法曹にとって必修科目とされていることは、やや驚きをもって見られるかも知れない。しかし他方で、初歩の段階の法学生は、刑法に精通することを欲するか、又はそれを避けたいのかについて語るべき地位には決してない。そして、刑法は、疑問の余地なく法律の非常に重要な部分であり、全ての法律家が少なくともその背景的な知識を有するべきことが望ましい。

三三 欧州共同体法は、公法の必修科目のリストに最も新しく加えられた科目である。それは、弁護士会とファカルティに一九八九年に採用され、一九九一年一月一日以降の法曹資格取得者について効力を有する。連合王国は一九七三年に欧州共同体に加入したが、一九八〇年代になり、はじめて、法律実務に影響しそうな、広い範囲の分野における共同体法の完全なインパクトを十分に認識したのであった。学生は、その講義において、共同体の機関、法源及び立法過程、共同体法の一般原則及び構成国の国家法との関係、そして共同体法のいくつかの個別のトピック（物・人・サービス・資本の自由移動、競争法、国家扶助及び内部課税、そして知的財産）に習熟することになろう。

三三 最後に、公法から離れて、ジュリスプリュデンス (jurisprudence) —— 最も単純には、法の哲学と定義される —— がファカルティにとっての別個の必修科目としてあらわれるが、弁護士会はそれを要求していない。その代わりに、それはスコットランド私法の中の「重要な法概念」という表題のもとに包摂されている。この表題は、必修科目としてのジュリスプリュデンスの範囲を考えるための有益な起点を提供する。ほとんどの法律は、「権利」と「義務」、「債務」と「財産」といった用語により定義される。

いくつかの概念は、複数の法分野を縦断する。例えば因果関係 (causation) は不法行為と刑法において重要であり、その両分野において、もし誰かが他人に侵害を引き起こす (cause) ならば、彼は責任を負うとされている。また責任を、究極的には、故意、過失、違法性という道徳的基礎の上におく。契約法は、「約束」及び「合意」という概念に基礎をおく。物権法は、個人的な所有に基礎をおく。それらの事柄について、広汎で精緻な哲学的著述が存在する。それらにとって、法律は素晴らしいテスト・ケースを構成し、そしてその見返りとして法律家の職業上の道具である諸概念を洗練させることを助ける。さらに大きな問題は、法と道徳との間に何らかの関連性が存在すべきか否か、法の正当性、他の諸文化及びビリーフの体系における法の認識、そして、何が法を他の社会的・政治的管理システムから区別するか、といったものであろう。法律は、現実に、政府、裁判所そして法律家の決定を導く規則の体系であろうか。あるいは、他の諸要素もそこで作用しているのか。様々な政治的、哲学的、そして経済学的思想が、何世紀にも渡って法に影響を与えてきた。そして、ジュリスプリュデンスの研究は、法それ自体及び法についての基本的な諸概念の性質について、貴重な洞察を与える。

ファカルティのみが要求する科目

物権及び債務に関するローマ法

二二四 スコットランドの法律家にとってローマ法がなぜ必修科目とされるかは、そのスコットランド法システムにとって歴史的重要な性、そしてたとえ残余的なものであろうと、今日でもそれが公式の法源とされている事実を鑑みれば、ある意味において明かである。ファカルティの要件は、さらに、スコットランド法の内容にローマ法が最も大きな影響を与えたトピックであるローマの物権法と債務法に限定されている。しかし、ローマ法は、元来、功利主義的な理由によって、ファカルティの資格要件とされたのではなく、誇り高く教養ある者の印であるという理由によって、ローマ法の知識と理解が要件とされたのである。「有益な」知識をより大きく強調

することは、一八世紀半ばになって現れはじめたのであり、それがローマ法を排除することはなかった。比較的最近になり、はじめてローマ法の必修科目の中における地位が疑問視されるようになってきた。しかしながら、ローマ法を学習する価値は、アドヴォケイトとしての実務に直接関係する与否と関わらず、また必修科目であり続けると否とに関わらず、残存している。それは何世紀にも渡り西洋の法的伝統を基礎付けた基礎的概念のいくつか及びそれら相互の関係について、学生が理解することを可能にする。さらに、それは多くの偉大な法律家の作品への道を開くと共に、法史や法文化の研究にとって不可欠なものである。

国際私法

二二五 ファカルティのシラバスにおいて「international private law」と呼ばれている科目は、時としてまた「private international law」として知られている。「日本では何れも国際私法と訳される」。国際私法は、諸国家間相互の關係に影響を及ぼす法である。国際公法とは区別されたものである。なぜなら、それは主として人々の私的な事柄に關係するからである。国際的要素は、それらの事柄が複数の法システムに關係することから生じる。この事實は、その科目に他の名称を与える。すなわち、「法選択」、「法の抵触」、又はよりシンプルに「抵触」[アメリカでは国際私法を単に Conflicts と呼ぶことが多い]である。国際私法の要諦は、外國的な要素を伴った事件が生じた場合、三つの基本的な疑問に答える規則が存在することである。

- (1) スコットランドの裁判所はその外國的要素を取り扱う権限を有するか？
- (2) その裁判所はどの範圍において外國法を考慮し、又は更に進んで適用すべきか？
- (3) その裁判所又は他の当局は、外國裁判所の紛争に關する判決を承認し適用すべきか？

二二六 国際私法は、スコットランドにおいて非常に重要である。なぜなら、スコットランドの国際私法において、イングランド及びイングランド法は外國的要素であるからである。このことの重要性は、ビジネスが國境の双方において一般に行われ、人々は兩國に財産を有し、そして一方の法域から他方へと旅行するのが無制限である点に存在する。欧州共同体が、經濟の内部的一貫性を

発展させるにつれ、同様の現象がそこでも生じる可能性は高い。そして、確実に生じはじめている。単純ではあるが悲しいことに稀とはいえない国際私法に関する問題の例は、一方がスコットランド人であるの異国籍のカップルの離婚に伴う、子供の監護権に関するものである。婚姻はスコットランドで行われたが離婚は外国裁判所によって認められた、そして、その裁判所はスコットランド人でない親に子供の監護権を与えたと、仮定しよう。もし、スコットランド人の親が、その外国裁判所の命令を破り子供を強奪してスコットランドに帰国し、そして、外国人の親がスコットランドの裁判所を介して子供の取り戻しを求めたならどうなるであろうか。こうした問題への解答は、国際私法中に見いだすことができる。もう一つの例は、パンアメリカン航空のジェット機が一九八八年に Lockerbie 上空で爆破された事件によって提示される。犯罪はどこか他の場所で開始されたが、スコットランドにおいて効果を生じたので、スコットランド刑事裁判所は管轄権を有する（しかし、特別な取り決めによって高等法院はオランダにおいて事件を審理するであろう）。しかし、過失により爆弾を発見できなかったことによる航空会社の民事責任（もしあれば）は、アメリカ合衆国に航空会社の登記があるので、そこにおいて追求できる。また、アメリカで訴訟を提起することは、国籍に関わりなく、被害者にとって有利である。何故なら、アメリカの裁判所は一般に他のどこよりも高額の損害賠償を与えるからである。国際私法の規則は、従って、「法廷地漁り」として知られるもの、すなわち原告が訴えを提起するのに最も有利な裁判所を探すことの要因である。それは裁判所が何をなすべきかについて非常に深く関係するので、国際私法がアドヴォケイトにとって必修科目であることは驚くに当たらない。しかし、スコットランドの経済社会的活動における渉外的な広がりの一般的重要性に鑑みれば、国際私法をソリシタにとっても同様に必修にすべきであるとの議論も可能であろう。確かに、外国的要素を伴った事件が国内法全体を超えた問題を生じ得ることを見過ごせば、専門家責任 (professional negligence) が問われることになる。

選択科目 (NON-COMPULSORY SUBJECTS)

二・二七 必修科目は、法律科目の可能な学習の範囲を網羅してはいない。他のいくつかの選択肢については、次の章 (二二六―二三三を

見よ)で論じられる。専門家のためのシラバスを検討することにより生じうる論点の一つは、その範囲が経済的活動の枠内における財産及び(相対的意味における)富の形成と管理に関連する法律の分野に、多かれ少なかれ関係しているということである。二つの専門家が資格取得者に知識を得ることを要求する法律は、スコットランドの大半の人々の必要性和関心にほとんど関連がないという主張がなされてきた。従って、社会的に重要な分野である、雇用法、(特に公共部門による住宅に関連する)住宅法、地方自治法(それは、より多くのスコットランド人にとって、St Andrews House や Whichall の決定よりも多分に日常的に直接影響する)、健康保護給付についての法律、社会保障法、ソーシャル・ワーク及びホームレスの人々の住宅に関する法律は、必修科目の講義においてほとんど注意が払われていない。これは、そうした科目の講義が用意されていないことを意味するのではない。なぜなら、ほとんどのスコットランドの法学部は、三年(Ordinary)及び四年(Honours)の課程の双方の段階で、実際に、そうした科目を提供しているからである。他方、必修科目は、個人顧客向けの法律実務における現実と主たる関心を反映したものであると主張することができよう。確かに、それらは、そうした実務における全ての重要科目を網羅しているわけではない。必修科目群において、全くもしくは僅かしか注意が払われていない科目の例(これらについてもまた大学での講義は通常提供されている)は、建物建築及び建設法、農業法、環境法、都市及び郊外計画法、知的財産法、そしてソリシタに関しては国際私法を含むであろう。こうした欠落は、ディプロマにおいても埋め合わされていない。また、一九九一年一月一日以前のソリシタ又はアドヴォケイトの資格取得者は、連合王国が一世代近くも欧州共同体の構成国であったにもかかわらず、欧州共同体法の講義を取得することが要求されていなかったことが付け加えられよう。

二二六 従って、現在の必修科目群の合理性を追求することによって、法律家の訓練を財産や富を所有する社会的階級にとつてのみ重要性を持つ科目に限定しようとする陰謀を、法曹達が行っているとの結論を引き出してはならないであろう。リストに含まれる大半は、ユスチニアヌスの時代及びそれ以前に遡る、法律の知的伝統の結果として存在する。このことは、もちろん、現在のリストの科目をそれ自体正当化するものではない。しかし、この問題に対して採用されたアプローチは、法律家が実務において何を

知っている必要があるか、又は、どの法律が社会的に重要であり法律家がそれについて知識を有すべきであるかという、厳密に功利主義的なものとはいえない。過大な知識偏重、おそろく悪い意味での知識偏重が存在するとすれば、私達は要点を見失っているであろう。様々な試験に合格するために築き上げた詳細な知識を、法学生がその後継統される全ての学習や訓練を通じて維持し、その結果、彼又は彼女が、法曹資格取得を核として、必修科目においてカバーされた法律の如何なる側面についても、顧客に容易に助言できるかどうかは疑わしい。もし仮にそのような記憶力の素晴らしい偉業が人間的に可能であったとしても、それは役立つまいかも知れない。なぜなら、法律は動き続け、当該講義を修得した時のそれと全く同一であることは少ない。法曹の資格所得者に法律の講義を聴講し合格することを要求する目的には、諸概念についての知識、法律の範囲及び一般の趣旨についての知識が含まれなければならない。しかしそれに止まらず、詳細に習熟し法理論に従って問題を扱う能力、そして、法律に関する資料を発見し理解する能力へと、間違いなく拡張されなければならない。こうした能力を示すためにどの特定の科目が修得されるかは、大した問題ではないかも知れない。

三. 大学段階

大学卒業者の専門家資格取得の進展

三〇一 スコットランドが大学を有してきたのと同じ長さの年月に渡り、スコットランドは法学教育を行ってきた。セント・アンドリュース、グラスゴー、アバディーンが最も古く、それぞれ一四一〇年、一四五一年、一四九六年に創設された。一五世紀に創設された大学で教育された法律はスコットランド法ではなく、「学識法」すなわちローマ法又は大陸法、及び教会法であった。中世後期の諸大学の目的は、将来の聖職者の教育にあった。そして、そのため、純粹に世俗的な事柄への関心は、ほとんどなかった。一六世紀には、エディンバラ大学が一五八三年に創設されただけでなく、改革派 (Reformation) として知られる教派が創設され、それによりキリスト教世界の大きな部分がローマ教会から分裂した。この事実は、ヨーロッパ中の大学の世俗化への傾向を加速し

た。しかし、スコットランドにおいて宗教改革は一五六〇年代に生じたが、スコットランド法それ自身が大学の法律のカリキュラムの一部となるのは、一八世紀になってからであった。従って、それ以前においては、スコットランドの法律家はスコットランド法を実務において学んだ。それは、スコットランド人達の知恵と経験を受け継いだ、すでに確立された実務家を見習うことよってなされた。アドヴォケイトの場合、しかしながら、こうした見習いの期間に先立ち、著名なヨーロッパの大学の一つでローマ法を学ぶ期間が持たれた。一七世紀以前は典型的にはフランスで、そしてそれ以降はオランダにおいてより頻繁に、彼らは教育を受けた。

三〇二 スコットランド法の大学における法学教育は、一七世紀初めにアドヴォケイトが実施した私的な講義からスコットランドにおいて発展してきたようである。一七〇七年にエディンバラ法律学校が、そして一七一四年にグラスゴー法律学校が創設された。一七一四年から一七四五年までグラスゴアの教授であったウィリアム・フォーブスが、そこでスコットランド法の教育をはじめた。他方、エディンバラではアレクザンダー・バインが、最初のスコットランド法の教授に任命された。ちなみに、エディンバラの教授の資金は、麦酒の税金によって賄われていた。そして、その講座は、後の在職者達全てにとって最も不公正なことに、「喉の渴いた者の座席」と呼ばれた。アバディーンでは一七世紀にスコットランド法の教育が開始され、他方、グンディーとストラスクライドは二〇世紀になって舞台上に登場した。スコットランド法の学位を提供する大学のリストに、更に追加が為されるかどうかについては状況を見守る必要がある。(以下三〇四参照)

三〇三 二〇世紀になるまで、法律は一般に、パートタムの課程で修得される第二の学位 (second degree) であった。クラスは、法律事務所勤務日の早朝と夕方に行われた。法律が、全日制のプログラムにより第一の学位として取得できる、あるいは通常取得されるという現在のパターンは、一九六〇年代になってはじめて確立された。しかし、大学卒業者の資格取得の進展にも関わらず、法律の学位はいまだに必須ではなく、学問的な法学教育が実務訓練を背景として成長してきたこと理解するのは重要である。しかし、現在の二つの部門の法曹は、何れも大学卒業者の資格所得に好意的であり、今日、大多数の者は大学での法学位を取得し

た後に法曹資格を得ている。

三〇四 アドヴォケイトに関しては、ファカルティの許可を得ようとする申請者は、一般に、スコットランドの大学の法学位を有していることを示さなければならない。ソリシタの場合も同様に、申請者は、大学によって与えられた法律の学位を有することを示す必要がある。しかし、アドヴォケイトの規則とは対照的に、弁護士会によって認められた諸大学は規則の中で個々のにその名称が列挙されており、スコットランドの諸大学というように一般的に定義されてはいない。この違いは、現在のところまだ重要ではない。弁護士会が名前を列挙する五つの大学、すなわちアバディーン、ダンディー、エディンバラ、グラスゴー、ストラスクライドは、本書執筆（一九九九年七月）以前及びその時点において、法曹の要件を充足する法学位を取得することが可能な全てのスコットランドの大学であるからである。ヘリオット・ワット、スターリング、セント・アンドリュースの各大学については、前者において法律科目は提供されてはいるが、法律の学位を授与していない。他方、一九九二／九三年に創設された五校の新しい大学のうちの四校（アバティ、グラスゴー・カレドニアン、ナビア、ロバート・ゴードン）は、法曹要件を充足しないが、法律、法学、法律及び行政の、教養学士号（B.L.S.）を提供している。ペイズリーは、法学位ではなくコースのみを提供している。実際上の目的からは、ソリシタとアドヴォケイトの規則に違いは存在しない。しかし、興味深い問題は、現在法学位（J.D.）を附与していない七つのスコットランドの大学の何れかにおいて、法学位が展開された場合に生じる。ファカルティと弁護士会は、そうした展開を扱うためにそれぞれの許可規則の修正を要求されるか否か、そしてもし必要であれば、どのように変更を加えるかを考えなければならなくなるであろう。

大学へ入学する

三〇五 法学部又は法律学校への志願者は、通常三つの大きなグループに分かれる。すなわち、高校卒業生、大学卒業生（他の学問の学位をすでに有している者）及び成熟志願者（大学での学業を開始しようとする年の一〇月一日において二一歳以上の者で、学

位をまだ有していない者である。以下に述べることは、必要な場合に違いを明らかにすることにより、これら三つの範疇全てをカバーしようとするものである。何れの場合も、詳細は大学毎に異なることに注意しなければならない。そして、ここに書かれたことを読むだけで満足するのではなく、大学の案内書やウェブサイトから、そして大学の案内係や入学許可関連オフィスを通じて、さらに情報を求める必要がある。また、ほとんどの大学は公開日を設けており、職業フェアや同様の催しに参加している。情報をさらに求めるための最も良い方法は、そうしたオフィスに手紙を書くか電話をすることであり、事実確認のためのインタビュ어의機会を持つことである。また、建物を見学し、どのような設備が学生に供されているかを見なければならぬ。法律図書館がどの程度の規模であるのか。コンピュータの提供はどのように為されているか。レクチャ・シアターはほどよく快適で十分な設備を持っているか。

UCAS を通じての出願

三〇六 大学への入学許可の申請は、「大学及びコレッジ入学許可サービス (UCAS)」を通じて行われる。願書は、UCAS 又は学校及びコレッジから得ることができる。願書の締切りは、志願者が大学に入学しようとする前年の二月一五日である。(大学の授業は通常九月か一〇月はじめに開始される。) 遅れた出願は、関係大学の裁量によってのみ考慮される。特に第二の学位として又は転職のために法律を学ぼうと考えている場合、このことの重要である。なぜなら、学位のための勉強を始めようと希望する丸一年前に計画を立てて出願する必要があるからである。遅れた出願は、成功するチャンスは常に存在するといえども、それは僅かなものである。

三〇七 UCAS のフォームは複雑な書類であり、それに記入する際には、教師やキャリア・アドバイザーから助言を求める方が多分良いであろう。フォームの写しを送付してもらうことを希望する教育機関を六つまで指定し、それぞれにつき、どのコースを学ぶことを希望するかを記載することができる。それらに優先順位を付す必要はない。それぞれの大学が提供する課程についての情

報告、UCAS ノンズブック及び COSHEP/UCAS スコットランド大学教育入学ガイド (COSHEP は Committee of Scottish Higher Education Principals の略称) から得ることができる。一九九九年において、五つのスコットランドの大学のみが法律学士号 (LL. B) の学位を提供していることに注意すべきである。しかし、最新の状況については、それらのガイドをチェックしなさい。UCAS のフォームにおける課程の選択は、法律のみに限定する必要はない。フォームに記入した課程について、大学が入学を許可するか否かを決定するまでは、選択をオープンにしておくのは全く正当なことである。他方、歴史、ビジネス、医学など、他の多くの選択の中に法律を混在させることにより、それをやりすぎるのは賢明ではないであろう。なぜなら、それは審査員があなたのモチベーションを疑う原因となりうるからである。

資格

三〇八 そのフォームには、教育歴、当該学年においてそれ以後に受験することを申し込んでいる試験 (もしあるなら) について記入する欄がある。COSHEP/UCAS スコットランド大学教育入学ガイドを見れば分かるように、通常、法律を学ぶための入学資格は高い水準が要求される。主たる認定された資格は次の通りである。

- (a) SQA [スコットランドにおける中等教育の認定試験]
- (b) GCE [イングランドにおける中等教育の認定試験]
- (c) 以前に取得した学位
- (d) 成熟学生にとってのアクセス資格又はそれと同様の資格

成熟学生は、もちろん、SQA、GCE、又はオープン・ユニバーシティ [通信教育により正規の大学の学位を授与する教育機関] の課程の学位を提示することができる。しかし、法律学における HND 及び SCOTVEC の単位は、法律博士号の学位のための入学資格としては一般に認められない。(しかし、以下パラグラフ四・四・二を見よ。) 成熟学生を定義する目的は、そうした志願者

について入学資格要件の緩和を認めることにある。しかしながら、もしあなたが二歳以上ですでに大学の学位を有している場合、資格レベルでの引き下げは必要ない。あなたの出願は、既存の学位を基礎としてなされることになる。

三〇九 異なったタイプの資格——例えば SQA の Highers と GCE の A レベルの試験結果を組み合わせることによりの混入したバッグを提示することは、一般に、よい考えとは言えない。また、例えば五年よりも以前の資格に依拠するのもよい考えではない。入学資格を設ける一つの理由は、それらが、学業を行うについてのあなたの能力及びその評価を示しているからである。その能力は、時間とともに変化する。従って、かなり以前の成績は、大学においてあなたが将来どのようにやっていくかについて示すためのよい指標とはならない。同様に、もしあなたが成熟学生であるとすれば、職業的な試験をすでに受験しているかも知れない。例えば、スコットランド銀行家協会や警察官の試験である。しかし、それらは特定の雇備についての資格と緊密に関係するので、通常は、大学への公式の入学資格としてカウントするに足りるだけの十分に広汎なものとは見られない。同様に、SQA 及び GCE のいくつかの科目は、幅広い学問的内容に欠けるといふ理由で、法学部は認めない。例えば、解剖学、生理学と健康、食物と栄養、秘書学などである。このことは、しかし、あなたの有する専門家資格が重要性をもたないという意味しない。二つの可能性が存在する。専門家の試験における成功は、審査員が、あなたを他の候補に先立って、公式の資格なしに選択する理由となるかも知れない。ただし、あなたが、Highers 又は Access 等のような、従来から認められた資格を更に取得し、適切とされるレベルで合格することを条件として、あるいは、あなたが出願する大学は、成熟志願者について特別の入学手続を有しているかも知れない。それについて問い合わせるだけの価値はある。

入学許可

三一〇 法学部における入学志願者数は、募集者数を通常超えている。従って、入学許可は、最も客観的で一般に認められた考慮できる要素、すなわち試験の成績に基づいて行われる。あなたは、合格した試験において A が高い割合を占めることをほとんど常に

必要とするであろう。すでに法学部の合格基準を満たしている場合には、入学許可は無条件のもの (unconditional) でありえよう。あるいは、これから受けようとする試験における一定の成績 (常に高いものである) を達成することに依拠した、条件付きのもの (conditional) であるかも知れない。スコットランドの高校からの進学者は、第六学年の Highers の最初の試験の結果が出された後に通常は出願をする。もし、法学部が要求する成績を有していれば、あなたは CSYS 又は A レベルのコースへと進むことができる。あるいは、大学に入る前に一年間の休みを取ることをさえてできる。なぜなら、入学許可がなされたとすれば、それはおそらく無条件のものであるからである。あなたは「延期された入学」を希望することもできる。延期された入学とは、出願時の次の年ではなく、その二年後に入学するというものである。もし、高校と大学との間に一年間の休息を選択するのであれば、その時間が相当地に規律正しい建設的な方法で使われることを確保すべきである。さもなければ、学習と試験を受ける意欲を取り戻すことは難しくなるかも知れないから。十分な成績が取得できない場合は、入学許可を得ること自体難しいであろう。もし許可が得ても、それは (再試験ではなく) 新たな Highers の成績による条件付きであろう。A レベルの志願者は、彼等が最終の試験を受ける前に通常出願する。従って、Higher における成績が合格基準に達していなければ、条件付き許可しかなされ得ない。これは、ほとんどの入学許可が Higher に基づく無条件のものである限りにおいて、志願者を時々スコットランドの外へと追い出すという不利な立場におくことになる。

どの講義を取るべきか?

三二 志願者又は潜在的志願者が、法律の学位のための勉強を始める前にどういった科目を取るべきかについて気にすることがよくある。法律はアーツ、人文科学、そして社会科学の背景や指向を持つ人達に、より適しているという一般的認識が存在する。これらの分野の科目や講義は、法律を勉強するために申し分のない良い基礎を提供するであろうが、それと同等に、科学的又は数学的背景を不適切にするようなものは法律のどこにも存在しない。実際に、スコットランドの法律家の中で最大の偉人であり、権威

的体系書の著者であるステア卿は科学者であった。しかし、現代の科学者は、彼の著作をそもそも科学であると認めることは、おそらく非常に困難であろう。なぜなら、コペルニクス、ケプラー、ガリレオ、そしてニュートンの先行業績にも関わらず、ステア卿はプトレマイオスの宇宙の概念に依拠していたからである。クーバー卿は天文学についての論文を書き、他方、ウィルソン教授は彼の「スコットランド法人論集」のなかで、騒音の程度をどのようにして測定するかについての貴重な説明を行っている。それは環境法及び公衆衛生及び労働安全法に関する非常に重要な事項である。その他の法律家達にも、際だった数学者がいた。例えば、スコットランドの法律家として最初のグレートブリテンの大法官となったマッカイ卿、そしてイングランドの法律家の中ではデニング卿がそうである。基礎数学の理解は、前述のウィルソン教授の騒音に関する論文を理解するためにも役立つ。コンピューターの技能は、法律学及び法律実務においてますます有益なものとなってきた。科学者や数学者の理論的精神は、哲学者のそれは言うに及ばず、法律的な理由付けにおいて非常に有利なものとなりうる。最善の助言は、あなたが最も興味を持つ講義及び学科を学習すべきであるということであろう。もし「関連性」を心配するのであれば、(心配すべきではないのであるが)、あなたはほとんど全てのものが法律と関係しうると考えなければならぬ。法律のような文章に基づき、またコミュニケーションの技術が大きな役割を果たす学問において、英語は常に重要である。国境が溶解するにつれて、諸言語はますます必要とされる技能となってきた。歴史、地理、経済学、ビジネス、そして現代に関する諸学は、すべて、その中で法律が機能し発展しなければならぬ世界についての、あなたの認識を先鋭にする。科学と技術の理解は、家族法、刑事法から知的財産法に及ぶ多くの法律問題を把握するため、貴重なものである。法律家は数学の基礎知識を必要とする。単に諸費用を計算するだけでなく、計算書を作成及び読解し、財務書類を理解し、税金の負担を算定しなければならぬ。従って、一般的に、法律学の学生及び彼らにならうとする法律家は、柔軟でかなり蓄積豊かな知性を、あるいは少なくとも、感受性豊かで必要とあれば新たな資料や考えを素早く把握する知力を、持つことが必要とならう。

三三 法学部に出願する前に修得可能な一つの有益な科目は、法律そのものであると思われるかも知れない。残念ながら、SQA

Higbers/Standard に法律はない。そして、法律はスコットランドの学校では一般に教えられていない。しかし、GCE A レベルには法律及び憲法の試験がある。しかし、あなたはこれらについて注意を要する。なぜなら、シラバスはスコットランド法ではなくイングランド法に基づいているからである。確かに、いくつかの法学部において、それらはどちらも、最近になるまで入学資格として全く認められてはいなかった。すでに述べたように、HND in legal studies も大学における法学位のための入学資格としては一般に認められない。

三・三 法律を勉強するにはラテン語が必要であるというのは、よくある誤解である。これは正しくない。ほとんどの法学生及び法律家は、ラテン語の最小限の知識か、全く知識なしに非常にうまくやっている。法律家が時々ラテンを使うのは確かであり、従ってラテン語は他のほとんどの科目と同様に役立つ。一般に、ラテン語は言葉や句として用いられるので、法律家は他のラテン語を知らなくとも、それらの意味をよく知っている。それらは、簡略表記の一種として用いられる。何故なら、ラテン語は、ある種の概念や法的な考え方を英語よりも経済的に表現できるからである。法律においてラテン語が登場するもう一つの方法は、「格言」すなわちある基本的な法原則を具体化する文章における使用である。ラテン語の使用は、それらの格言がローマ法や大陸法のテキストに最も頻繁に起源を有することから生じた。それらの継続的使用の理由は、ここでもまた、その使用がどんな英語訳よりも簡潔であるからである。確立した引用句や格言を理解する能力を超えるラテン語の語学力は今でも価値があり、二つの背景においてほとんど不可欠である。一方は学問的、他方は実務的なものである。第一は、学業の一部として、あなたが Honours [四年制の名譽学士を取得する課程] 又は大学院レベルでローマ法や一般法史を高度な研究に従事するに際し、ラテン語のテキストを理解しなければならない場合である。しかし、そのような研究が全ての法学生に要求されるわけではない。第二に、一九世紀になるまで、ほとんどの不動産譲渡手続に関する書類はラテン語(たいてい非常に質の悪いラテン語で)で書かれていた。そして、これらは今日でもしばしば実践的な重要性を有しており、ラテン語の語学力のある法律家は周囲から非常に重宝がられる存在となる。しかしながら、ほとんどの法律家は、ラテン語を用いることは、一般人にとって意味を曖昧にすることに現在では認識して

おり、可能な限りそれを避けようとしている。全ての不動産譲渡手続は英語によって行われている。しかしながら、そこで用いられる英語の質と理解の容易さが、古い不動産譲渡手続におけるラテン語より若干でも進歩したかどうかは、議論の余地がある。もし法律の教師や法律家が理解できないラテン語を用いたならば、その翻訳と説明を求めることについて遠慮すべきでない。私自身教師として、講義で用いた 'stare decisis' 「先例拘束」という句が、試験において 'starry deceases' 「星がちりばめられた死」という記述として戻ってくることによって教訓を得た。最後に述べるべきことは、ラテン語の知識が、他の言語の知識と同様、様々な価値ある方法でああなたの知識と理解を広げるだけでなく、重要な法文化への接近をより容易にすることであろう。もしあなたの能力と興味がこの方向にあるのならば 'hoc age!'

願書への個人事項の記載

三・四 UCAS の願書に話を戻そう。次の重要な欄は、試験以外の側面に関してあなた自身について書くことを許されるセクションである。試験及びその成績が出願の成否を決定する最も重要な要素ではあるが、この願書の欄もまた手をかけ注意を払う必要がある。ほとんどの出願者は、教科以外の活動と関心、法律を大学での専攻科目として選ぶに到った諸要因、職業的な希望、あなたの「大学での」学業に関連する又はそれらへの特別の適性を示すような経緯について記述することに、この欄を用いる。これら全ては、選考者の注意を促すに十分値するものである。学業的な面で全く互角の出願者とあなたとの間の選択になった場合に、それらはバランスをあなたの方に傾ける助けとなるであろう。

三・五 この欄が特別な重要性を持つであろう三つのグループの出願者が存在する。成熟出願者、既に学位を有する出願者、そして障害および健康上の問題を有する出願者、である。

三・六 成熟出願者は、この個人事項記載欄が履歴書の骨子に肉付けをするために有益な場所であることを見いだすかも知れない。述べたいことの全てを記載するスペースがない場合、より細目を示して出願しようとする大学に直接に手紙を書くことを躊躇して

はならない。とりわけ、出願時に出願者が認められた試験のどれかをまだ受けていない場合、あるいは最近において受けていない場合、こうした手紙は多分選考者の目を引きつけ、面接に来るように要請され、あるいは入学許可さえも得ることのできる最もよいチャンスであろう。すでに述べた要素以外に、より全体的な自分の像や、(例えば、法律的なキャリアに何が含まれるかについて) すでに行った調査の手順、雇用歴、法律に関する経験(例えば、顧客、陪審、あるいは就業における)、さらに受けた教育、法律の適性の兆候について、そしてなぜ現段階にいたって進路の変更を希望するかについて、提示する機会に用いることができる。

三二七 学位を既に有する出願者に関するアドバイスは、とりわけあなたが卒業しすでに雇用されている場合には、成熟学生に対するのとはほとんど同じである。他の最初の学位取得後すぐに法律を学ぼうとする場合は、なぜ法学位についての勉強から始めなかったのかについて説明することもまた有益であろう(それは、その時のあなたの入学資格が十分でなかったという根本的な理由によることもあれば、その時点ではそのことを考えなかったということも有り得る)。第一の学位が法律に関係するか又は法律そのものである場合には、確実に、あなたはそのことを述べなければならない。

三二八 学業に影響する又はその可能性があることをあなたが知っている、身体的障害および健康上の問題は、UCASの書式の個人事項記載欄において記述しておく価値がある。これは、あなたが入学するチャンスに有利又は不利に働くからではなく、一旦入学が許可されたならば、その書式は、大学におけるあなたのファイルの基礎として用いられるからである。大学は、学生が利用可能な様々な扶助サービスを有しており、特定のタイプのサポートが必要である又は必要になるかも知れないという事前の知識は、必要となった場合にそれらが提供されるのを助けることになる。それはまた、あなたが出会うかも知れない困難、例えば車椅子での建物へのアクセスに関して、大学が注意を促すことを可能とする。

誰を私の推薦者とすべきか?

三二九 UCASの願書の最後の欄は、推薦者のレポートに関するものである。高校卒業者の場合、これは教頭や専門科目の教員に

よって通常記載される。最近の大学卒業者の場合、チューター「ゼミ担当者」又は教務助言者・指導者が依頼すべき最善の人であろう。古い卒業者及び成熟学生にとって、適切な推薦者を見いだすことはより困難を伴うであろう。参考となるよい方針は、大学又は学問的な背景を有し、あなたの学業や知的能力についてかなりよく知っている人を選ぶということである。その推薦文は、求職の場合のそれと全く同じではない。雇用者にとって重要な事項が、大学の選考委員にとってそれ程重要ではないかも知れない。従って、これは、出願者及び推薦者にアプローチする人が十分に考えるべき事項である。非常に競争の厳しい入学状況において、推薦者はあなたの出願を他よりも有利にするのを助けることができるので、注意して推薦者を選ばなければならない。

学業資金

三二 大学は、学生や彼又は彼女を支援する者にとって、ますます高くつくものとなってきている。九八／九九年の学年から、スコットランドにおける大学教育課程への新入生は、年間の課程の学費について毎年調整された金額を負担することになった。但し、イングランド及びウェールズの同等の課程と比べて一年間長い最後の年（これは法律については通常当てはまる）は除かれる。負担の実際の金額は、あなた自身の、場合によってはあなたの両親又は配偶者の、収入に依存する（あなた自身の収入は、在学中に一時的な雇用により得た収入を含まないことに注意せよ）。もし出願時にスコットランドに通常居住する場合には、あなたはスコットランド学生奨学金機関（Student Award Agency for Scotland: SAAS）²⁷ の負担額についての資金援助を申請することができる。九九／〇〇年において、学費の最高負担額は二〇五〇〇円（一〇二五ポンド・一ポンドを二〇〇円で換算）であり、九八／九九年の二〇〇〇〇円から増加している。（原文脚注執筆時（九九年七月）において、スコットランド議会は学生が大学の学費を負担し続けるべきか否かにつき審議中である。労働党（自由民主党と連立してスコットランド最初の行政部を構成した）はその要件を廃止する選挙公約を掲げていた。審議結果は九九年秋に出されることが予定されている。）学位取得後の入学者の場合、通常は、すでに公的基金からの資金援助を受け取っていたであろうから、学費の全額を負担することにならう。選択した大学

にこれらの正確な金額について相談しなさい。これらの金額に加えて、全ての学生は、住居及び生活費、教科書（法律の場合少額とは言えない）その他の用具（例えばペンや用紙）を購入する費用を支払わなければならない。学生ローンは、そうした生活費について公的基金から援助を得る主要な方法である。SASSに学費についての支援を申請すると同一の書式中において、それを申請できる。そしてまた、受取額は、あなた、あなたの両親、又は配偶者が負担することが期待される金額にある程度まで依存する。しかしながら、これは最大貸付額の最初の二五パーセントについてのみ適用される。資力に無関係の貸付金のみを申請することもまた可能である。九九／〇〇年において、標準的な最高貸付額は、両親の家に居住する学生については五七五〇〇〇円、「二八七五ポンド」（四三二〇〇〇円は資力に無関係）であり、そして学生寮や宿舎に居住する学生については七二七〇〇〇円、「三六三五ポンド」（二七二五ポンドは資力に無関係）である。資力に無関係ない貸し付けの最低額は二七二〇〇〇円、「一三二六ポンド」（両親の家）及び二四〇〇〇〇円「二二〇ポンド」（寮及び宿舎）である。SASSは、あなたが資格を有する貸付額について確認し、どれだけを借りたいかについて問い合わせてくる。貸付額は、しかし、学生ローン会社から支払われる。

三二 学生ローン会社からの支払は、給付ではなく貸付であることを強調することが重要である。従って返済が期待されている。年間総所得（税金及び国民保険控除前の）が基準額（二〇〇〇年の返済開始者については年間二〇〇〇〇〇円「一〇〇〇〇ポンド」に設定されている）に達しない場合を除き、大学における課程を修了又は離れた次の年の四月から返済が始まる。返済額は、基準額を超えた総所得の九パーセントであり、返済のレベルは収入に正比例して上昇する。返済金は、税金納付システムを通じて徴収される。もし収入が何らかの理由により基準額を下回れば、その間の返済は猶予される。貸付債権は、あなたの死亡時又は完済せずに六五歳に達した場合に免除される。

三三 学生は配偶者及び扶養する子供についての控除を一般に請求することができる。それは、多くの場合、成熟学生にとって最も重要性を持つものであろう。五〇歳以上の学生は、学生ローンを申請する資格を持たない。

三三三 あなたが学位をすでに有する場合には、学費について公的援助を得る資格がない。他方で、あなたは学生ローンを利用でき

る可能性を有する。しかし、さもないければ、私費によって、特に学費を支払わなければならないであろう。そして、多くの大学で、学費は最初の学位を取得する学生よりも大幅に高額である。正確な学費のレベルを調べることは、入学を考える大学既卒者にとって最も重要である。法律を第二の学位として取得することは、個人による実質的な財政的責任を伴うであろう。両親及び家族からの援助、銀行ローンや一時的労働により収入を得ること以外に、資金を集める様々な方法がある。いくつかの教育に関する財団や慈善団体があり、第二の学位を取得する学生に様々な援助を提供している。これらのリストは公共の図書館においてよく見つかる。第二の学位として法律を勉強するスコットランドの学生を幅広く支援する一つの慈善団体はカーネギー財団であり、エディンバラに拠点をおいている。第二の学位として法律学を学習する学生に援助を与える可能性のある三つの慈善基金は、クラーク法学教育財団、WS協会教育奨学金、そしてプリチャード教育信託（スコットランド弁護士会によって運営されている）である。クラーク財団は、学部段階の教育のための給付金を得ることのできない者のために援助を与えることができる。WS奨学金は、欧州共同体法に関連する法律についての学業、研究、法律実務に資金援助を行うことをより指向している。WS協会の会員が最優先され、資格を有する助手及び実習生がそれに継ぐが、全ての申請者が選考の対象となる。プリチャード信託は法律的職業のための学問的資格を取得しようとする者を支援することを目指している。

大学卒業資格及び専門家資格による免除

三二四 法学位のため入学が許可されれば、あなたは昼間におこなわれる講義によるフルタイムの課程へと踏み出すことになる。ストラスクライド大学のロー・スクール「従来の法学部はスコットランドでもロー・スクールという名称で呼ばれることが増えている」夜間授業によるパートタイムの法学位の課程を行っているが、それを修了するには、フルタイムの場合の二―四年に比較して、六年間が必要となる。もしすでに学位を有していれば、フルタイムの法学位を二年間で取得することが可能である。他の全てのフルタイムのが学生の場合、修業期間は三年又は四年である。通常学位（Ordinary degree）は三年間を、名誉学位（Honours

degree) は四年間を要する。これらの学問的違いは、後者の三年次及び四年次において(場合によっては四年次のみにおいて)、より高度な教育が通常少人数クラスで行われることになるが、通常学位の場合全ての講義は幾分易しいレベルにおいて教育されるという点にある。そのどちらを取るべきかは、法曹資格取得の可能性については、次の点を除きほとんど違いがない。すなわちアドヴォケイトの場合、名誉学位において最優秀又は優秀の成績を有する者は、ソリシタの事務所における研修を二ヶ月から二ヶ月に短縮される。一般に名誉学位の取得は、とりわけスコットランドの外にあなたが出た場合、雇い主にとってより魅力的であり得る。スコットランド以外では、通常学位の概念(それは名誉学位の取得失敗への一種の代償であろうか?)は悲しいことであるが、十分理解されてはいない。スコットランドの法曹になることを希望する場合に最も重要なことは、修得した講義が、第一に法律実務ディプロマへの進学の要件を、第二に法曹自体の資格要件を、満足しているということである。それぞれの法学部は学生がこれらの要件を満足することが可能となる独自の方法を有していることは言及するに値する。それら資格要件のリストと科目毎に必ず一致するわけではないが、それらの全ての方法は現在法曹の満足の行くようにそれらの分野をカバーすることが承認されている。

三三三 あなたの学位の課程が法曹が要求する科目を確実に充足することの利益は、法曹資格を得るためのディプロマ後の如何なる試験をも受けなくて良いという点にある。弁護士会及びファカルティの双方の資格認定規則は、学位取得者についての科目毎の試験免除について規定している。しかし、幾人かの学生は法学位を法曹資格取得の基礎として用いることを選択せず、ただ後になって心変わりする。もう一つの非常によくある筋書は、ファカルティのみが要求するいくつかの科目のみを、例えばローマ法や国際私法を取得せず、弁護士会の要求する科目を取得した学生が、後になってアドヴォケイトの資格を得ようとする場合である。双方の状況において、法学位取得者は、関連する法曹試験を受験することが認められ、それにより選択した部門の法曹へと進むことが許される。更なる選択肢は、大学法学部に戻り、聴講生として関連する講義と試験を取得することであり、それによって試験に先立つ公式の教育があったとして法曹資格認定における免除の利益を享受することが可能となる。

カリキュラム

三三 現在の必修科目の範囲は、法学位 (L.L.B) を法曹資格取得のプラットフォームとして用いることを望む学生にとって、カリキュラム上の選択の活用可能性についていくらかの制限をもたらす。課程のかなりの部分は、法曹資格要件を満足するために費やされるであろう。そして、法学部における他の選択可能な科目を探究するのに用いることができる時間は、名誉学位「四年制の課程」を取らない限りかなり制限されるであろうし、その場合ですら、全ての法曹資格科目を最初の二年間の学習の中に詰め込まなければならないかも知れない。潜在的に活用可能な選択の範囲は非常に広く、その内のいくつかについてはすでに述べた。その他のそのような科目には、他分野の法律科目についての講義も含まれる。国際公法は、国家間の国際関係に関する事項、戦争、領海外の海底の利用、そして「新国際秩序」を扱うのに四苦八苦している人々や政府にとっては、これまでも増して重要なものと思われる。新しい講義はいつも生まれている。メディア法とコンピュータ法は、法学部のカリキュラムに最近入れられた二つの例である。比較法は、異なった法システムとそれら法システムにおける法的問題へのアプローチを、それらの間の関係を決定するために、そして多分どちらが最善の解決を有するかを、比較する科目であり、再び活発となってきた。何故なら、比較法は他の法システムの研究に関係しているからであり、それはとりわけ欧州においてますます重要な事柄となっている。いくつかの科目は、法律及びその発展に新たな光を当てるため、他分野の方法を用いる。例えば、刑事学、刑罰学、法社会学等である。裁判所や他の法制度が日々何を行っているかについての経験的研究は、それら諸制度が生み出す理論的素材の吟味と対照的なものであり、より伝統的な規則に基礎をおくアプローチとのバランスにおいて、少なくとも必要なものである。また、そこにおいて法規則が経済的効率性の基準によってテストされる法の経済分析にも注意する必要がある。

三三 法医学は、法廷法律家にとって特に重要な科目であり、若干の説明をする価値がある。主として、この科目は法律に関係した医学及び精神医学の側面を扱う。最もありふれているのは、多分テレビで「Taggart and Morse」のような刑事が遭遇した殺人事件で、鑑識員によって死因と死亡時刻が分析される場面であろう。確かに、「Silent Witness」や「Dangerfield」のようなテレビ

連続番組では鑑識員自身が、「Cracker」では精神法医学者が英雄的な探偵となっている。しかし、医学的証拠は不法行為やその他の民事事件においても致命的なものとなるし、法律も、民事及び刑事の双方の事項を決定するために、頻繁に個人の精神状態に関わる。鑑識員はそのような事件においてしばしば専門証人となり、法医学の講義は、そうした証拠を扱うことにならざるを得ない。法律家にとって貴重な基礎を提供する。工学及び科学知識の分野で、工学、建築学、コンピュータ、バイオテクノロジーのその他の講義科目をおくべきであるとの意見もあった。しかし、それらはまだ展開されてはいない。

三六 他の学問分野のテクニックを用いて法律を観察することにより得られる収穫の参照は、法学部以外の大学における知的資源を探索する可能性を急造するものである。法学生が、政治学、経済学、歴史学などの科目の講義を取ることは、それらの内容が法学に非常に関連性が強いので、珍しいことではない。ビジネス関係の講義によって得られるような、ビジネス及び経営問題の知識と理解は、ビジネス関係の顧客の問題を理解するという視点からも、「それ自体」必然的にビジネスである法律事務所の経営に取り組むためにも、役立つものであると法律事務所のパートナーはよく口にする。このため、多くのソリシタは、現在、例えばMBAのような大学院レベルの経営学の諸課程で学ぶ。おそらく、法律的地平が欧州へと拡張するのに伴い何よりも重要なものは、現代の諸外国語である。欧州連合における諸国語の中で、フランス語とドイツ語は最も人気のある選択肢であり、その次にイタリア語とスペイン語がくる。いくつかの大学では、法学生の必要性に特別に調整された、これらの語学のいくつかについて講義が行われているであろう。世界をより広く眺めれば、とりわけ現在のブリテンにおける投資のレベルを考えれば日本にも、そして、より先を見越せばロシアにも、注意を向けるべきである。国内に戻れば、様々な少数民族の言葉は言うに及ばず、ゲール語の講義もある。それらは、法律家の顧客にとっての第一言語または唯一の言語かも知れない。

ジョイントまたはミックスの四年制法学位

三二九 いくらかの学生は、法律と他の学問分野が完全に結合された学位を取ることを決意し、ジョイントまたはミックスの名譽学

位として知られているものを開始するかも知れない。私の経験からは、すでに述べた法律外の科目と結びつけることは可能であるが、ジョイント名誉学位は二つの分野において最も普及している。法律と現代ヨーロッパ言語、そして法律とビジネス又は会計学である。後者において、学生の目的は通常、ビジネス又は会計の職業に就くことにある。その両者において、法律の知識と理解は極めて価値がある。しかし、前述のように、ビジネス及び会計学の要素は法律的職業においても等しく有益であり、また、ソリシタを雇用する者にとっての法曹資格を持った語学の名誉学士の魅力は明かである。アドヴォケイトもまた、益々増加しつつある欧州連合の法廷に登場するチャンスを生かそうと思えば、上級レベルの語学力を必要とするであろう。ジョイントの名誉学位はいくつかの場面において非常に価値あるものであるが、二つの学問分野で名誉学位の水準に到達すると同時に、法曹資格のための必修科目を修得することの要求は、極めて過酷なものであることが警告される必要がある。多くの学生がこのプログラムへと乗り出すが、最後まで生存するものは少ない。それを成し遂げた人達は通常非常にうまくやり遂げるが、それは恐らく学問的に強靱でなければそこまで到達できないためであろう。ジョイントの名誉学士号を取得した卒業生で後悔する者は少ない。その学位は、個人的視点からも法曹としても、全体的に取得する価値があるからである。しかし、必修科目の範囲が何らかの方法で引き下げられない限り、そうした人達が一般化することはないであろう。

エラスムス

三言 欧州共同体法のキー・コンセプトは人及びサービスの共同体内における自由移動である。学生及び大学に関し、これは共同体のエラスムス・プログラムによって促進されてきた。それは、学生が他の構成国の大学において学業期間を過ごし、その期間を彼らの所属する大学の学位に関して算入させることを可能にするものである。ヨーロッパ中の大学が、数週間から一学年にまで及び期間に渡り、学生を交換するための多くの協定及びネットワークに加入した。スコットランドの大学の法学部は、これらの計画に参加してきた。そして、毎年共同体の様々な国から法学生を受け入れ、スコットランドの学生を送り出している。このプログラ

ムは、必ずとはいえないが通常は、その国の母国語で行われる他国の法律を学習する素晴らしい機会を提供する。こうした経験がもたらす社会的及び知的な利益とは全く別に、それはまた学生の雇用者にとっても魅力的なものとなろう。受け入れ大学への往復旅費はエラスムス基金によって支払われ、そして連合王国よりも生活費が高くつくために生じるかも知れない受入国における余分な出費を補うため「トップアップ」給付金が同じ財源から支給される。あなたはSASや地方教育当局から受け取っている生活費の給付金を受け取り続ける。受け入れ大学に支払をする必要はないが、所属大学へは実際上あなたの学籍を維持するために支払をしなければならない。

三三 受け入れ大学において共同体法を学習することは一般に可能である。もしそのカリキュラムが既述したトピック(二三を見よ)をカバーすれば、その講義は多分法曹要件を満足するであろう。これについて、受け入れ大学における講義のカリキュラムがわかり次第、スコットランド弁護士会またはファカルティに問い合わせる必要がある。

卒業

三三 大学における法律学の成功裡による修了の最終結果は、法学士の学位、すなわち省略形ではLL.B.の、授与である。法学士の法は複数形であることに注意しなければならない。それは、大学がただ二つの学識法、すなわち大陸法及び教会法のみを教えていたときからの伝統である。ラテン語における *baclausus utriusque iuris* は、「双方の法律の学士」を意味しており、大学における法律学の起源を思い起こさせるものである。LL.B.における二つのLは、複数の語はそのイニシャルを繰り返すことにより省略する慣用に従ったものである。だから、その学位は「L.L.B.」や「LL.B.」と記してはならぬ。「LLB.」は何とか許される。学位授与は、彩り豊かな卒業式において行われる。それは、卒業生 (graduate) となる卒業候補者 (graduant) にとって最も充たされた楽しい行事である。

四・法学位の代替手段

法学位から出発する方法に以外による法曹資格取得

四〇二 既述した歴史的文献が明らかにするように、スコットランド法学位の資格は、見習による訓練の古いシステムに接ぎ木されたものである。双方の部門の法曹について、法学位を最初に取得することなく資格を取得することは、少なくとも理論上は現在でも可能である。しかし、そこにはいくつかの乗り越えなければならない学問的及びそれ以外の障害が存在する。

アドヴォケイト

四〇三 アドヴォケイトとしての許可を求める者の第一段階は、スコットランド上級裁判所への許可の申請である。申請には現在一九四〇〇円〔九七ポンド〕の費用がかかる。裁判所は、それをファカルティにその入学者として許可を得られるように付託する。ファカルティの入学者となりスコットランド法の大学での学位によることなく資格を得る道を開始するためには、入学者規則八条におけるファカルティのデーンによる免除が必要となる。デーンは彼の評議会に諮問し、それを決定する。例外的場合にのみ、その免除が認められる。しかし、申請者が示すことのできる知的能力などの客観的な証拠が考慮される。一般にそれはスコットランドの大学において法学位の課程に入学する能力を持っていることを意味する。(三・六を見よ) 申請者は五〇〇〇円〔二五ポンド〕支払わなければならない。免除を受けた後、あなたは入学許可費用(現在三〇〇〇円〔二五ポンド])を払い、そしてファカルティの試験に合格しなければならない。もしあなたの法律以外の学位が法律科目を含むならば、あなたはそれに相当する免除を得ることができる。非常に長い試験のリストが存在するが、それは第三章に示されている。すべては筆記試験の形をとるが、口頭試験が行われるかも知れない。二五ポンドの試験料が、受験するそれぞれの試験に課される。そして、それぞれの試験を何回受けることができるかについて明確な制限はない。しかし、もしファカルティの試験官が、入学者の以前のファカルティの試験結果を

考慮した後、彼または彼女がそれ以上試験を受けるべきでない、あるいは、条件付きでのみ許可が与えられるべきであると納得すれば、ディーンは完全に又は条件付きでそれ以上の試験からその受験者を排除することができる。完全な試験からの排除は、入学者の登録を取り消すことになるが、それにはディーンと試験官の前での更なる手続を要求する。毎年三回の試験（それはまた *tests* と呼ばれる）が、一月、五月及び一〇月に行われる。試験の水準は、大学における法学位の試験と同じである。だから、学問的には学位を経由して資格を得るルートとの現実的な違いは存在しない。もしあなたが、大学法学部に入学するのに必要な資格要件をもっていれば、多分学位を得る方が、ファカルティの試験を受けるよりも、学問的にはより有利であろう。特に、ファカルティは、入学者を試験に備えて教育する公式の課程を提供しないのだから。確かに、ファカルティの試験を受ける多くの入学者は、聴講生の資格で関連する大学での講義を修得している。彼らは、しかしながら、スコットランドで最高の法律図書館であり、世界的にも最高のものの一つである、アドヴォケイト図書館において勉学する権利を有するという利点を持つ。大学での学位を取得する課程へ進むことの学問的な利益に対抗するものとして、もしあなたが大学において私費で学費を負担しなければならぬとすれば、ファカルティへの入学許可を得て試験を受けることは、かなり安くつくということを覚えておく価値がある。試験の要件を満足すれば、あなたはアドヴォケイトの実務研修期間 (*pupillage*) へと進むことができる。

ソリシタ

ソリシタとのディプロマ前研修契約

四〇三 第一のステップは、自営のソリシタとのディプロマ前研修契約を締結することである。これは、次のことを意味する。(1) 必要な学問的資格を有すること、(2) あなたをこうした条件で雇ってくれるソリシタを見つけること。

必要とされる学問的資格

四・四〇 ディプロマ前研修期間中、弁護士会の必修科目の試験（三〇三を見よ）における七つについて受験し合格しなければならない。これらの試験を受けるには、あなたはすでに一定の学問的資格を有していることが必要とされる。それらは、大学法学部やファカルティに入学するために要求されるものよりはいくらか低い水準のものである。六つのタイプの資格が存在する。SQA、GCE、法律学におけるHND、法律以外の大学の学位（別の方法においては、資格取得のためにこのルートを用いる必要はない）、職業的会計士団体の会員資格、海軍、陸軍、空軍の王立コレッジで学業によって取得した連合王国の軍における士官（Officer）への任命、である。認められる資格の詳細については、許可規則を参照する必要がある。しかし、ここではSQAと法律学におけるHNDの資格についてより詳細にみておく価値があるように思われる。なぜなら、それらは、この方法によって専門家資格を得ようとするほとんどの人が有する資格であるからである。

必要とされるSQAの資格

四・四一 もしSQAの資格に依拠するのであれば、上級または中級のレベルにおいて二回以内の受験によって五科目に合格しなければならない。これらは以下を含まなければならない。

- (1) 英語の上級レベルにおけるB以上の成績での合格。
- (2) 数学または認められた科学または英語以外の語学の上級レベルの試験の合格。
- (3) Standardレベルの合格科目は、数学、認められた科学または上級での勉強を行っていない語学について、C以上の成績での合格。

最後に、弁護士会の基準によってあなたの合格の全体が八点に達しなければならない。上級レベルの科目のみがこの目的でカウントされる。それぞれ一科目の合格につきAが三点、Bが二点、Cが一点与えられる。この結果、あなたは最低限三科目の上級レベルの試験に合格しなければ、予備的資格証明を得ることはできないことになる。

法律学における HND [Higher National Diploma]

四〇六 法律学における HND は、弁護士会によって完全に認められた資格である。それは弁護士会の評議会が承認した大学教育段階のコレッジ「アメリカ型のいわゆるコミュニティ・カレッジに似せたタイプの教育機関」において提供されるスコットランドの HND でなければならぬ。しかし、それだけでは十分な資格とはならない。それと共に上級レベルの英語の試験において B 段階以上の成績で合格しなければならない。

成熟申請者

四〇七 大学と同様に、弁護士会は成熟申請者についていくらかの学問的要件を緩和している。もしあなたが二三歳以上であれば、許可のための要件の緩和を評議会に申請できる。評議会は、あなたがソリシタとなる適性を有した、それにふさわしい人物であることを更に確認しなければならない。そして、学業的到達についての証明が必要である（すなわち、何らかの資格がなければならぬ）。更に考慮される要素は、法律業務における経験である。例えば、法律事務所における無資格の秘書または助手としての経験等である。最初の問い合わせは、弁護士会に対してなされなければならない。

あなたを雇ってくれるソリシタを見つける

四〇八 ディプロマ前研修契約によってあなたを雇ってくれるソリシタを見つけることは、あなたがすでにソリシタに雇われていない限り（明らかな例は、ここでもまた秘書や無資格の助手である）、またはすでにその専門家の構成員と親しい場合を除いて、難しい事柄で有り得る。あなたの家族のメンバーであるソリシタが、ディプロマ前研修を提供する場合には、注意を要する。許可規則は、近親者と研究契約を結ぶことを禁じており、その範囲は血縁及再婚による親子関係だけでなく、結婚による関係も入る。また、雇用するソリシタ及び事務所が一定の条件を充たしていることを確認する必要がある。ソリシタの事務所が実習生を採用する

以前において少なくとも二年間継続的に実務を行っている必要がある。個人開業の場合（パートナーをただ一人しか有しない事務所である。事務所の用箋を調べ何名の名前がそこにあるかを見よ）または雇用されているソリシタが地方自治体その他の組織において、働いている場合、そのソリシタが実習生を雇用する直前において三年間の継続的な実務を行っている必要がある。また、いくらかのソリシタは、弁護士会の評議会の書面による同意なしには、実習生を採用することを許されていないことを覚えておくことは重要である。そして、将来の雇用者に対して、彼がトレーナーとして無資格でないかを尋ねることを恐れてはいけない。いつでも弁護士会に問い合わせることが可能である。同様に、一つの事務所が一度に雇うことのできる、ディプロマ前及びディプロマ後の実習生数の制限が存在する。個人開業者の場合は一人しか雇うことが許されていないが、他の事務所の場合そのパートナーの数の二倍まで、または会社形態の場合は取締役の数の二倍まで雇用することができる。地方自治体に雇われているソリシタ、及びスコットランドにおいて実務に就いている他のソリシタ（例えば、大会社又は銀行のイン・ハウス法律家）が雇用できる数は、個別に評議会によって決定される。ここでもまた、従って、あなたの将来の雇主に又は弁護士会に、彼の組織において雇い入れることのできる実習生の数を尋ねることは価値がある。もし、雇主が気づかず許容数を超過した場合、あるいはあなたを雇うことにより超過することになる場合、彼は評議会の書面による合意を求めることができる。従って、あなたは以下のことを調べなければならない。

- (1) そのソリシタが近親者であるか？
- (2) 主要な構成員がどれだけの期間実務を行っているか？
- (3) 何人の主要な構成員が存在するか？
- (4) スコットランド弁護士会は、雇主が実習生を取ることを許可しているか？
- (5) その事務所は何人実習生を雇っているか？
- (6) その事務所は何人実習生を受け入れることができるか？

実習生契約のスコットランド弁護士会への登録

四〇九 これらの潜在的な全ての問題にもかかわらず、人々はディプロマ前の実習生契約を獲得する。毎年、通例的に、二人又は三人が、このルートによって専門家資格を得ており、そして明らかにどの時点においてもこのプロセスにあるものはそれよりもはるかに大きな数に上る。もしあなたがこうした幸運な人達の一人であれば、どういった問題が生じるであろうか。第一に、あなたの実習生契約をできるだけ早く弁護士会に送ることを忘れてはならない。資格許可規則は、その開始から三ヶ月以内にディプロマ前契約は弁護士会に登録されなければならないと規定している。これには、少額の金額（一九九九年七月において五〇〇〇円〔二五ポンド〕）が必要である。あなたが契約を三ヶ月の期間内に送らなければ、罰則によってあなたの訓練期間は契約が現実に提示されるまで始まらなかったものとして取り扱われる。従って、あなたが働き訓練を受けた期間は、あなたが要求される三年間の期間に算入されず、あなたと雇主をがっかりさせることになる。だから、しっかりと登録がなされるようにしなければならない。その責任はあなたにある。

ディプロマ前訓練の内容

四一〇 その契約はあなたの雇主のソリシタとの三年間に渡るフルタイムの訓練を含むものであろう。パートタイムの訓練も許されているが、そのような契約において作業に費やされた時間はフルタイムの実習の三年分に等しくなければならない。契約は、雇主のソリシタに以下の分野の法律業務の実習を提供することを義務付けている。

- (1) 不動産譲渡手続
- (2) 訴訟
- (3) 信託及び遺言執行、又は公共団体の法律業務（それはあなたを雇うソリシタの実務の性格に依存する。）

研修契約の移転

四二 全ての雇主となるソリシタが、ディプロマ前実習契約の内容としてのこれらの義務を充すことができるわけではないであらう。これもまた、ソリシタと契約するときに取り上げる価値のある問題である。なぜなら、そのソリシタは、三つの規定された領域の実習を彼が提供できることを確認する手紙を弁護士会に提出しなければならぬからである。しかし、もし彼が三つの規定された分野の実務の全てを提供できなかったとしても、あなたは彼との実習を始める機会を失うこととはならない。評議会の許可を得て、第一の雇主となるソリシタから他のソリシタへとディプロマ前実習生を、三つの規定された分野の実習を可能とするために移転させることは完全に可能である。そうした移転は、*assignment* として知られている。もし、関係者の全てによる相談に基づき取り決めがなされるならば、大部分の問題は除去することができる。雇主となるソリシタによって現実にとのような実習が提供されるかを知ることなく契約に入ることは好ましくない。最悪の方法は、雇主のソリシタが契約中に実習を提供できないことを通じて、それが発覚することである。あなたは、また、実習の範囲を一般的に拡張するために他の雇主となるソリシタに契約を移転することができる（これもまた、もし困難を避け又は減少させようとするならば、最初に、あなたの現在の雇主のソリシタと相談すべき事項である）。最後に、前述以外の理由により、但し評議会がその理由を合理的であると考慮した場合にのみ、あなたは契約を移転することもできる。例えば、実習生と雇主のソリシタとの関係が破綻した、又は、実習生が家庭の事情により彼又は彼女の地域へと移ることを余儀なくするといった場合である。ここにおいては、明らかに、弁護士会に最初にアプローチすべきである。契約の移転の最後の問題は、元の契約と同様、それを弁護士会に登録しなければならない点にある。

セコンドメント

四三 トレーナーが規定された領域の実務を提供できない場合に対処する他の可能な方法は、実習生をその領域の実務を提供することができる他の雇主へとセコンドメントすることである。これは、*assignment* よりは形式張っていない手続であり、関係する

二人の雇主の間で交渉できる。しかし、弁護士会の承認は、そのような取り決めが進められる前に得られる必要がある。

弁護士会による試験

四二三 ディプロマ前の実習生は、弁護士会の試験を受ける資格を有する。それは一般に毎年二回行われる。実習生が資格取得のためのディプロマの段階へと移行できるように、彼は三つの試験に合格しなければならない。その試験は大学の水準にあるが、ファカルティの場合と同様、弁護士会は指導のための公式のコースを提供せず、そして、準備は候補者に任されている。独学とフルタイムの雇用を実習生として結合することは、過酷な仕事である。許可規則は、ディプロマ前実習生に大学又はそれ以外での法律の授業に業務時間中に出席することを許可するが、しかし、雇主のソリシタの同意をまず得なければならない。これは、契約を締結する前に解決すべきもう一つの事項である。注意すべき他の重要な問題がある。もし大学や他のクラスにあなたが出席したいのであれば、関係する教育機関に正式の申請がなされなければならない、そして授業料が払われなければならないであろう。もし幸運であれば、あなたの雇主がこれらを引き受けてくれるかも知れない。しかし、私の経験の範囲ではそれは例外的であり、ルールではない。もしあなたが、大学から離れて住んでおり、規則的に出席することが現実的でないならば、それでもあなたに送ってもらえる資料があるかどうか尋ねることは、そして、あなたのために時折のコーチ又はチュータをしてくれる法律学教師がいるかどうかを尋ねることは、価値がある。これら両方のサービスは費用を要することを気に止めなければならない、そして、最初にその費用がいくらであるかを尋ねなければならない。

四二四 あなたが第一の試験を受けてから四年以内に、全ての弁護士会の試験に合格しなければならない。これは、ディプロマ前契約が終了した後においても、あなたが試験を受けることができることを意味する。(しかし、弁護士会の試験は、あなたが契約に入る前に受けることはできないことに注意せよ。)しかしながら、三年間のディプロマ前研修の後になっても試験を受けなければならないことは、極めて満足な状況とは言えない。そして、全てがうまくいけばあなたが契約の終了からスムーズにディプロマの

開始へと進めるような試験計画を作成するよう試みるべきである。上述した四年間の規則の条件の下で、あなたはそれぞれの試験に四回挑戦することが許される。ある一つの試験の失敗が、あなたのソリシタとしての実務能力の欠如を意味するものと感じる必然性はない。しかし、繰り返し返される失敗は、士気とモチベーションを損なう効果を持ちうる。もしそれがあなたの試験の進行の比較的早期に生じはじめたのであれば、あなたの職業計画を考え直す価値はあるかも知れない。そして、それは確かに、あなたの雇主のソリシタと相談しなければならぬ事柄である。ここにおいてもまた、弁護士会の評議会は免除する権限を有しており、あなたに四年間の期間を超過することを許すことができる。そして、一つの科目に月四回の制限を免除することもできる。事務所におけるあなたの仕事の質を知る雇主のソリシタのサポートは、評議会を説得し、この裁量をあなたの有利に導くことを助けるのに、確実に役立つであろう。

四・二五 弁護士会の試験における失敗についてのこれら全ての話の後に、次のことを述べる価値がある。大多数の試験を受ける学生は、時々足踏みはあるものの、それらの筆記試験に合格し、過度の困難なしに次の段階、すなわち法律実務ディプロマへと進んでいる。

(本研究は、平成十二年度関西大学重点領域研究助成金によって行った研究成果の一部である。)